

# 不在地主と相続未登記

## Q & A

イラスト：アサミナオ  
まじめ編集部

不在地主の農地が耕作放棄地になっている問題がある一方で、相続が発生しても相続登記されていない農地がかなりあるということがわかった。

農地の話は専門用語も出てきてややこしいけど、言葉の意味から問題の実態まで、もう少し探ってみよう。

### Q1

## 不在地主って、どういう人たちのの？

**A** 高齢になっても頑張って農地を守ってきた農家。夫婦2人がひとり暮らしになり、その人も亡くなると、農地は残されたまま所有者がいなくなる。相続するのは地元を離れたその子供。大学進学や就職などをきっかけに地元を離れて暮らすようになった人たちだ。こ

の状態が不在地主。  
地元を離れても故郷とつながりがあった、所有する農地を誰かに頼む関係が続けばいいのだが、耕作放棄地化が進んでいる。農業をリタイア↓土地持ち非農家↓不在地主↓耕作放棄地・獣害増加という流れをくい止めたい。

うちの場合も、おばあちゃんがいなくなったら不在地主ってことよね。



Q2

「土地持ち非農家」って言葉、  
なんかアタマにくるなあ。  
農地持ってたなら農家なんじゃないの？

**A** 「土地持ち非農家」とは、5年に1度の全国調査による国の統計「農林業センサス」（以下、センサス）で使われている言葉だ。センサスの農家の分類に基づいて図式化すると図1のようになる。

「農家」の定義は「10a以上の農業を営む」か「農産物の販売金額が年間15万円以上」。この基準を下まわると、農地を持っていても「非農家」だ。不在地主は地元で農業をしていないわけだから「土地持ち非農家」と呼ぶのも納得がいくが、数aの畑で野菜をつくりたまには直売所で販売する人も農家ではないことになっている。

「非農家」分類にもっと違和感を覚える例がある。図2は、センサスから農地所有世帯数の推移をグラフにしたものだ。05年と10年を比べると、「販売農家」が減る一方で「土地持ち非農家」がずいぶん増えている。では、この時期に農業をリタイアする世帯が急増し

図1 農家の分類

